

# **沼田市子ども・子育て支援事業計画**

## **中間期の見直し**

**(案)**

**平成29年度**

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 事業計画の見直しにあたって.....                     | 1  |
| 人口推計の見直しについて.....                      | 2  |
| 中間期の見直しについて                            |    |
| 1 教育・保育の見直し.....                       | 3  |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の見直し.....               | 7  |
| 安心して子育てができる沼田市をめざして.....               | 13 |
| 〈資料1〉地域子ども・子育て支援事業（中間期見直し対象外）実績値.....  | 14 |
| 〈資料2〉子育て世帯が安心できる教育・保育環境の整備の提言について..... | 16 |

## 事業計画の見直しにあたって

沼田市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」）は、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく計画として、沼田市子ども・子育て会議による議論を経て、平成27年3月に策定されました。策定に当たっては、子育て世帯を対象とするニーズ調査を実施することにより潜在的なニーズを加味した「量の見込み」を設定し、量の見込みを確保するための「確保方策」を定め、事業計画に基づいて各事業を実施してきました。

この事業計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めており、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には中間年度（平成29年度）に計画の見直しを行うこととされています。

平成27、28年度の事業実績を分析した結果、当初の事業計画に記載している各事業のうち、その「量の見込み」や「確保方策」と実績値に大きな乖離が明らかになった事業について、必要に応じて実績値を踏まえた補正を行い、「量の見込み」と「確保方策」を再計算しました。

併せて、平成29年3月30日付で提出された沼田市子ども・子育て会議提言書「子育て世帯が安心できる教育・保育環境の整備の提言について」の各項目に沿った形で、沼田市の全ての子どもたちが健やかに成長できるように必要な子育て支援について「質の改善」の方策を検討しました。

なお、量の見込みと確保方策、質の改善の検討に当たっては、沼田市子ども・子育て会議の意見を聴き、見直しの内容がより実効性のあるものとなるよう努めました。

## 人口推計の見直しについて

平成 27 年 3 月に策定された事業計画における推計値と平成 27、28、29 年度の児童数の実績に大きなかい離がなく、大幅に変動する要因もないことから、人口推計については見直しをせず、当初の計画記載の推計値のまま見直しは行わないこととしました。

【参考：当初事業計画の人口推計（平成 27、28、29 年度の実績を記載したもの）】

|      | H27 年度 |               | H28 年度 |               | H29 年度 |               | H30 年度 | H31 年度 |
|------|--------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|--------|
|      | 計画     | 実績(4/1<br>現在) | 計画     | 実績(4/1<br>現在) | 計画     | 実績(4/1<br>現在) |        |        |
| 0 歳  | 315    | 342           | 306    | 295           | 296    | 304           | 287    | 279    |
| 1 歳  | 323    | 330           | 313    | 350           | 304    | 302           | 294    | 285    |
| 2 歳  | 340    | 349           | 326    | 334           | 316    | 341           | 307    | 297    |
| 3 歳  | 369    | 353           | 339    | 351           | 325    | 325           | 315    | 306    |
| 4 歳  | 345    | 346           | 366    | 350           | 337    | 346           | 323    | 313    |
| 5 歳  | 358    | 355           | 344    | 347           | 365    | 348           | 336    | 322    |
| 6 歳  | 384    | 383           | 355    | 358           | 342    | 339           | 362    | 334    |
| 7 歳  | 406    | 402           | 386    | 382           | 357    | 353           | 344    | 364    |
| 8 歳  | 447    | 449           | 404    | 405           | 384    | 380           | 355    | 342    |
| 9 歳  | 407    | 404           | 444    | 447           | 401    | 403           | 381    | 353    |
| 10 歳 | 470    | 477           | 405    | 409           | 441    | 447           | 398    | 378    |
| 11 歳 | 445    | 450           | 469    | 479           | 404    | 408           | 440    | 397    |

資料：コーホート変化率法による人口推計、

## 中間期の見直しについて

### 1 教育・保育の見直し

#### (1) 対象施設の現状

事業計画が対象としている教育・保育施設、地域型保育事業の設置状況は以下のとおりです（平成 29 年 4 月現在）。

①認定こども園（幼稚園型 1 園、幼保連携型 3 園。いずれも私立）

②幼稚園（公立幼稚園 5 園）

③保育園（公立保育園 4 園、私立保育園 3 園）

④へき地保育園（公立 1 園）

⑤事業所内保育（1 事業所）

※①～③は子ども・子育て支援法における「教育・保育施設」、④と⑤は「地域型保育事業」

#### (2) 待機児童の状況

沼田市では、平成 23 年度以降各年 4 月 1 日現在の待機児童については発生していない状況です。沼田市行政改革推進本部の方針に基づき、公立施設の統廃合を進める上で新たな待機児童が発生することのないよう、中間期の見直しに当たっては、教育・保育の需要量の今後の動向を見据えながら、「量の見込み」と「確保方策」を再計算する必要があります。

#### (3) 教育・保育の質的改善について

最適な環境のもとで質の高い教育・保育が提供できるよう、量の確保と並行して職員の処遇や配置の改善などの質の向上を図っていきます。

また、いわゆる「発達気になる子」について、教育・保育施設と小学校等が連携して、きめ細かく支援できる仕組みづくりを検討します。

#### (4) 認定区分ごとの「量の見込み」と「確保方策」の見直し

##### ①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

平成 27 年度、平成 28 年度とも年度末現在における実績（入園児数）は当初の事業計画に記載していた量の見込みを下回っていますが、一定のニーズが見込めるため、量の見込みについては計画期間中の見直しはしないこととしました。

なお、確保方策（利用定員数）については量の見込みと同数としますが、実際の利用状況に合わせて、教育の利用希望が強い教育・保育（2号認定）を教育・保育（1号認定）に含める見直しをしました。

【見直し後】

|                 |             | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み          |             | 364    | 355    | 348    | 331    | 319    |
| ②確保方策           | 教育・保育(1号認定) | 295    | 288    | 282    | 331    | 319    |
|                 | 教育・保育(2号認定) | 69     | 67     | 66     | 0      | 0      |
|                 | 教育の利用希望が強い  |        |        |        |        |        |
|                 | 確認を受けない幼稚園  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| ②-①             |             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 実績<br>(利用定員)    | 教育・保育施設     | 344    | 344    | 349    | —      | —      |
|                 | 確認を受けない幼稚園  | 0      | 0      | 0      | —      | —      |
|                 | 計           | 344    | 344    | 349    | —      | —      |
| 実績(入園児数(年度末現在)) |             | 299    | 275    | —      | —      | —      |

(参考) H26 年度認可定員：1,370 人（認定こども園含む） H27 年度以降の確保方策は利用定員による

※教育・保育は、認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園

※幼稚園等利用の 2 号認定：保護者の就労等により 2 号認定対象者であるが、幼稚園等の教育の希望が強いもの

【参考：見直し前】

|        |             | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み |             | 364    | 355    | 348    | 331    | 319    |
| ②確保方策  | 教育・保育(1号認定) | 295    | 288    | 282    | 268    | 259    |
|        | 教育・保育(2号認定) | 69     | 67     | 66     | 63     | 60     |
|        | 教育の利用希望が強い  |        |        |        |        |        |
|        | 確認を受けない幼稚園  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| ②-①    |             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

(参考) H26 年度認可定員：1,370 人（認定こども園含む） H27 年度以降の確保方策は利用定員による

※教育・保育は、認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園

※幼稚園等利用の 2 号認定：保護者の就労等により 2 号認定対象者であるが、幼稚園等の教育の希望が強いもの

②保育所（園）など（2号認定、3～5歳児）

平成27年度、平成28年度とも年度末現在における実績（入所（園）児数）が当初の事業計画に記載していた量の見込みを上回っていますが、保育需要の動向を勘案し、量の見込みについては当初の事業計画に記載していた数値のままとし、見直しはしないこととしました。

また、確保方策（利用定員数）についても量の見込みと同数とし、見直しはしないこととしました。

【参考：当初事業計画（平成27、28年度の実績等を記載したもの）】

|                    |         | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
|--------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み             |         | 740   | 740   | 740   | 740   | 740   |
| ②確保方策              | 教育・保育※1 | 697   | 712   | 723   | 723   | 723   |
|                    | 地域型保育※2 | 17    | 17    | 17    | 17    | 17    |
| 認可外保育施設※3          |         | —     | —     | —     | —     | —     |
| ②-①                |         | ▲26   | ▲11   | 0     | 0     | 0     |
| 実績（利用定員）           | 教育・保育   | 697   | 697   | 697   | —     | —     |
|                    | 地域型保育   | 28    | 28    | 28    | —     | —     |
|                    | 計       | 725   | 725   | 725   | —     | —     |
| 実績（入所（園）児数）（年度末現在） |         | 751   | 755   | —     | —     | —     |

（参考）H26年度認可定員：714人（認定こども園を含む） H27年度以降の確保方策は利用定員による

※1：教育・保育は、認定こども園（保育所部分）、保育所（園）

※2：へき地保育園（多那保育園）が該当

※3：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※平成29年度よりひだまり保育園が企業主導型保育事業に移行

〈参考〉地域枠（3～5歳児）定員：30人

③保育所（園）など（3号認定、0～2歳児）

平成27年度、平成28年度とも年度末現在における実績（入所（園）児数）は当初の事業計画に記載していた量の見込みより少なくなっていますが、保育需要の動向を勘案し、量の見込みについて当初の事業計画に記載していた数値のままとし、見直しはしないこととしました。

また、確保方策（利用定員数）についても量の見込みと同数とし、見直しはしないこととしました。

【参考：当初事業計画（平成27、28年度の実績等を記載したもの）】

|                    |         | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | H31年度   |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み             |         | 462(82) | 462(82) | 462(82) | 462(82) | 462(82) |
| ②確保方策              | 教育・保育※1 | 402(66) | 427(71) | 439(75) | 439(75) | 439(75) |
|                    | 地域型保育※2 | 14(5)   | 16(6)   | 23(7)   | 23(7)   | 23(7)   |
| 認可外保育施設※3          |         | —       | —       | —       | —       | —       |
| ②-①                |         | ▲46(11) | ▲19(5)  | 0       | 0       | 0       |
| 実績<br>利用<br>定員     | 教育・保育   | 402(66) | 422(68) | 432(71) | —       | —       |
|                    | 地域型保育   | 14(5)   | 14(5)   | 9(3)    | —       | —       |
|                    | 計       | 416(71) | 436(73) | 441(74) | —       | —       |
| 実績(入所(園)児数)(年度末現在) |         | 429(71) | 458(75) | —       | —       | —       |

参考) H26年度認可定員：406人(0歳:68人、1、2歳388人) H27年度以降の確保方策は利用定員による

※1：教育・保育は、認定こども園（保育所部分）、保育所（園）

※2：へき地保育園（多那保育園）、事業所内保育施設が該当

※3：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※表中（ ）内は0歳児の内数。

※平成29年度よりひだまり保育園が企業主導型保育事業に移行

〈参考〉地域枠（0～2歳児）定員：15人

## 2 地域子ども・子育て支援事業の見直し

子ども・子育て支援法第59条では、各市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業（以下「13事業」）を行うこととされています。同法に基づき、沼田市では平成27年3月に事業計画を策定し、同年4月から子ども・子育て支援新制度開始に合わせて事業を実施したり、実施に向けた検討を行ったりしてきました。

沼田市が13事業の実績について調査分析したところ、うち5事業について、①実績が当初の計画と大幅に異なる結果となったこと、②新たに施策を追加したこと、等を踏まえ、中間期の見直しを実施する必要があると判断しました。

13事業のうち、見直しの対象となった5事業は以下のとおりです。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) 病児・病後児保育事業
- (5) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

以下では、事業ごとに計画見直し前後の表を示していきます。

### (1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。沼田市では、平成27年4月より子ども課窓口に「子育てコンシェルジュ」を配置し、事業を実施しています。

今回の見直しは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する、きめ細かい相談支援体制整備のニーズの高まりに対応するため、平成29年4月より保健福祉センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、利用者支援事業（母子保健型）として「母子保健コーディネーター」を配置しているため、量の見込みと確保方策のか所数を1か所追加するものです。

子育てコンシェルジュ事業と利用者支援事業（母子保健型）の両事業の連携を進めながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの施策がきめ細かく継続的に展開されるよう、個別ニーズの把握と施策の提供体制の整備を図っていきます。

## 【見直し後】

|           | H27 年度<br>(実績) | H28 年度<br>(実績) | H29 年度<br>(実績) | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 量の見込み(か所) | 1              | 1              | 2              | 2      | 2      |
| 確保方策(か所)  | 1              | 1              | 2              | 2      | 2      |

## 【参考：見直し前】

|           | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(か所) | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 確保方策(か所)  | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |

### (2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。沼田市では、新制度開始前から以下の3か所で実施しています。

- ①チャイルドハウスめぐみ（民設民営）
- ②沼田幼稚園子育て支援センター（民設民営）
- ③子ども広場（公設民営）

今回の見直しでは、当初の事業計画に記載している量の見込みに対し、年間延べ利用児童数の実績が大きく上回っていること、また、平成31年度に予定されている子ども広場の庁舎等複合施設（「TERRACE 沼田」）への移転拡充に伴い利用者数の増加が見込まれることを踏まえ、量の見込みと確保方策を見直しました。

子育て不安の解消や虐待防止につながるよう、親子が気軽に行ける場所として、地域子育て支援拠点事業の充実を図っていきます。

## 【見直し後】

|                      | H27 年度        | H28 年度        | H29 年度        | H30 年度        | H31 年度        |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 量の見込み(人回)            | 6,500         | 6,500         | 6,500         | 7,500         | 8,500         |
| 確保方策(人回、か所)          | 6,500<br>3 か所 | 6,500<br>3 か所 | 6,500<br>3 か所 | 7,500<br>3 か所 | 8,500<br>3 か所 |
| 確保の内容(実績)<br>(人回、か所) | 7,549<br>3 か所 | 7,682<br>3 か所 | -             | -             | -             |

## 【参考：見直し前】

|             | H27 年度        | H28 年度        | H29 年度        | H30 年度        | H31 年度        |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 量の見込み(人回)   | 6,500         | 6,500         | 6,500         | 6,500         | 6,500         |
| 確保方策(人回、か所) | 6,500<br>3 か所 |

### (3) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園における一時預かり事業とは、保護者の育児負担の軽減と社会参加の機会を確保するため、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で当該幼稚園児等を保育する事業をいいます。沼田市では私立の認定こども園3園において実施しています。

今回の見直しでは、公立幼稚園在園児の保護者を対象としたアンケート調査による潜在的なニーズを量の見込みに反映させ、増加分について公立幼稚園の事業実施による確保方策とする修正を行いました。

#### ②幼稚園以外の一時預かり（保育所（園））等

本事業計画における「幼稚園以外の一時預かり」とは、

- ア) 保護者の育児疲れや急病、断続的・短時間勤務などの理由で子どもを保育できないときに保育所（園）で一時的に子どもを預かる「一時

保育」(※沼田めぐみこども園、ぬまた南保育園、川田保育園で実施)  
イ) 子育て援助活動支援事業による未就学児の預かり「ファミリー・サ  
ポート・センター事業」をいいます。

平成 27 年度・平成 28 年度における利用実績を確認したところ、事業計  
画に記載されている量の見込みと大きな開きがありました。このため、実  
績を踏まえた数値に、量の見込み及び確保方策を見直しました。

量の見込みと確保方策については下方修正しますが、利用しやすい制度  
となるよう、事業実施施設と連携しながら、改善を図っていきます。

## 【見直し後】

### ①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

|           |         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) | 1号による利用 | 582    | 568    | 557    | 730    | 710    |
|           | 2号による利用 | 2,330  | 2,272  | 2,227  | 2,718  | 2,642  |
| 確保方策(人日)  | 在園児対象型  | 2,912  | 2,840  | 2,784  | 3,448  | 3,352  |
| 利用実績(人日)  | 在園児対象型  | 1,911  | 2,267  | -      | -      | -      |

### ②【幼稚園以外の一時的預かり】

|           |                                 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) |                                 | 3,650  | 3,650  | 3,650  | 1,900  | 1,900  |
| 確保方策(人日)  | 一時預かり事業<br>(在園児対象型を除く)          | 3,500  | 3,500  | 3,500  | 1,750  | 1,750  |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業を除く) | 150    | 150    | 150    | 150    | 150    |
|           | 子育て短期支援事業<br>(トワイライトステイ)        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 利用実績(人日)  | 一時預かり事業<br>(在園児対象型を除く)          | 564    | 201    | -      | -      | -      |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業を除く) | 37     | 123    | -      | -      | -      |
|           | 子育て短期支援事業<br>(トワイライトステイ)        | 0      | 0      | -      | -      | -      |

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)未実施

【参考：見直し前】

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

|           |         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) | 1号による利用 | 582    | 568    | 557    | 530    | 510    |
|           | 2号による利用 | 2,330  | 2,272  | 2,227  | 2,118  | 2,042  |
| 確保方策(人日)  | 在園児対象型  | 2,912  | 2,840  | 2,784  | 2,648  | 2,552  |

②【幼稚園以外の一時預かり】

|           |                                 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) |                                 | 3,650  | 3,650  | 3,650  | 3,650  | 3,650  |
| 確保方策(人日)  | 一時預かり事業<br>(在園児対象型を除く)          | 3,500  | 3,500  | 3,500  | 3,500  | 3,500  |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業を除く) | 150    | 150    | 150    | 150    | 150    |
|           | 子育て短期支援事業<br>(トワイライトステイ)        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)未実施

(4) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業とは子どもが病気の回復期又は回復期に至らない場合で医療機関にかかる必要はないが、保育園・幼稚園等に通園できないときに医療機関などで一時的に保育を行う事業をいいます。沼田市では、沼田めぐみこども園において、病後児対応型と体調不良児対応型の事業を実施しています。

今回の見直しでは、保護者のニーズが高い病児対応型を事業計画に追加しました。なお、量の見込みと確保方策については、平成 27、28 年度の実績との間に大きな開きがあるものの、今後における病児対応型の実績の見込みについて、現段階では予測が難しいことから、当初の事業計画に記載された数値と同数とし見直しはしないこととしました。

「病児対応型」「病後児対応型」「体調不良児対応型」それぞれの事業類型が保護者のニーズに合った利用しやすい制度となるよう、事業実施施設と連携しながら、改善を図っていきます。

【見直し後】

|           |                              | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) |                              | 950    | 950    | 950    | 950    | 950    |
| 確保方策(人日)  | 病児・病後児対応型                    | 870    | 870    | 870    | 870    | 870    |
|           | 体調不良児対応型                     | 80     | 80     | 80     | 80     | 80     |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 利用実績(人日)  | 病児・病後児対応型                    | 1      | 10     | —      | —      | —      |
|           | 体調不良児対応型                     | 41     | 56     | —      | —      | —      |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業) | 0      | 0      | —      | —      | —      |

子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)未実施

【参考：見直し前】

|           |                              | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) |                              | 950    | 950    | 950    | 950    | 950    |
| 確保方策(人日)  | 病後児対応型                       | 870    | 870    | 870    | 870    | 870    |
|           | 体調不良児対応型                     | 80     | 80     | 80     | 80     | 80     |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)未実施

(5) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

放課後児童健全育成事業とは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休み等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

当初の事業計画策定時は、ニーズ調査に基づき量の見込みを設定していましたが、平成 27、28、29 年度の登録児童数の実績を踏まえ、今回の見直しにおいて量の見込み及び確保方策を見直すこととしました。

学童クラブの需要については今後も増加傾向で推移することが予測されます。個別の施設と協議しながら受入体制の整備に努めていきます。

併せて、研修の充実、職員の処遇改善、教育・保育施設や小学校との連携体制の強化など、質の改善を図っていく必要があります。

## 【見直し後】

(学童クラブ)

|                  |     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み<br>(人)    | 低学年 | 292    | 270    | 256    | 303    | 313    |
|                  | 高学年 | 197    | 197    | 186    | 220    | 214    |
|                  | 合計  | 489    | 467    | 442    | 523    | 527    |
| ②確保方策(人)         |     | 489    | 467    | 442    | 523    | 527    |
| 登録児童数(5/1 現在)(人) |     | 476    | 505    | 519    | —      | —      |
| 参考: 定員           |     | 553    | 553    | 568    | 568    | 568    |

## 【参考：見直し前】

(学童クラブ)

|               |     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|---------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み<br>(人) | 低学年 | 292    | 270    | 256    | 250    | 245    |
|               | 高学年 | 197    | 197    | 186    | 182    | 168    |
|               | 合計  | 489    | 467    | 442    | 432    | 413    |
| ②確保方策(人)      |     | 489    | 467    | 442    | 432    | 413    |

## 安心して子育てができる沼田市をめざして

子ども・子育て支援新制度がスタートした平成 27 年度以降、事業計画に基づき施策を進めてきましたが、少子化はさらに進行し、子どもと子育てを取り巻く環境においては、依然として多くの課題が存在しています。

若い世代が安心して子育てができるまちづくりのためには、今回の見直しの対象とならなかった事業を含む全ての事業について、引き続き事業計画に基づき量の確保と質の改善に努めていくとともに、沼田市子ども・子育て会議提言書「子育て世帯が安心できる教育・保育環境の整備の提言について」の各提言に沿いながら、計画期間中の各年度において改善に向けた取組を着実に進めていくことが必要です。

資料 1

地域子ども・子育て支援事業（中間期見直し対象外）実績値

〈量の見込みと実績値の乖離が小さいなど見直しの必要がない事業〉

○妊婦健康診査

|              | H27 年度  | H28 年度           | H29 年度           | H30 年度           | H31 年度           |
|--------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 量の見込み(人)     | 315<br>(4,410 回)  | 306<br>(4,284 回) | 296<br>(4,144 回) | 287<br>(4,018 回) | 279<br>(3,906 回) |
| 確保方策         | 実施場所: 医療機関及び助産所等<br>実施体制: 医療機関に委託<br>検査項目: 県及び市町村と群馬県医師会が決定した統一検査項目(県統一受診券を1人14回配布)<br>実施時期: 通年 |                  |                  |                  |                  |
| 確保の内容(実績)(人) | 325<br>(3,720 回)  | 333<br>(3,741 回) | —                | —                | —                |

○乳児家庭全戸訪問事業

|              | H27 年度                 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|--------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人)     | 315                    | 306    | 296    | 287    | 279    |
| 確保方策         | 実施体制: 市保健師、助産師(非常勤特別職) |        |        |        |        |
| 確保の内容(実績)(人) | 306                    | 314    | —      | —      | —      |

○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

|               |                                 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|---------------|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日)     |                                 | 250    | 250    | 250    | 250    | 250    |
| 確保方策(人日)      | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業を除く) | 210    | 210    | 210    | 210    | 210    |
|               | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業)    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|               | 子育て援助活動支援事業<br>(就学後)            | 40     | 40     | 40     | 40     | 40     |
| 確保の内容(実績)(人日) |                                 | 283    | 348    | —      | —      | —      |

○延長保育事業

|                 | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     | H31 年度     |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み(人)        | 315        | 306        | 299        | 286        | 277        |
| 確保方策(人、か所)      | 315<br>7か所 | 306<br>7か所 | 299<br>7か所 | 286<br>7か所 | 277<br>7か所 |
| 確保の内容(実績)(人、か所) | 328<br>8か所 | 298<br>8か所 | —          | —          | —          |

〈量の見込みを設定しているが未実施の事業〉

○養育支援訪問事業

|              | H27 年度                          | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|--------------|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人)     | 50                              | 50     | 50     | 50     | 50     |
| 確保方策         | 本市では養育訪問事業未実施のため、今後、実施に向け検討します。 |        |        |        |        |
| 確保の内容(実績)(人) | —                               | —      | —      | —      | —      |

○子育て短期支援事業

|              | H27 年度   | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日)    | 18   | 17     | 17     | 16     | 16     |
| 確保方策         | 本市では児童養護施設等の受入可能施設がないため、今後も関係機関との連携を強化し、必要に応じて情報提供や利用支援を実施します。 |        |        |        |        |
| 確保の内容(実績)(人) | —  | —      | —      | —      | —      |

〈量の見込みを設定していない事業〉

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 資料 2

平成 29 年 3 月 30 日

沼田市長 横山 公一 様

沼田市子ども・子育て会議  
会長 小林 昭紀

### 子育て世帯が安心できる教育・保育環境の整備の提言について

沼田市子ども・子育て会議では、沼田市の子育て施策に対する課題について、「子育て世帯が安心できる教育・保育環境を実現するために必要なものは何か」を主要なテーマとして、検討、協議を行いました。検討、協議を行った結果について、「子どものための施設の整備」「子育て支援を推進するための体制づくり」「公立施設の統廃合・民営化に当たって」の3つの事項にまとめましたので、沼田市の全ての子どもたちが、かけがえのない存在として育まれることを願い、以下のとおり提言いたします。

#### 1 子どものための施設の整備

沼田市には親子で遊びに行ける施設が少ないため、現状では多くの親子が、安心して遊べる施設を求めて市外まで出かけています。子育て世帯共通の願いとして、天候に関係なく親子で行ける子どもための施設を市内に設置する必要があります。

##### 【具体的な方策案】

主に就学前児童を対象とする「子ども広場」については、グリーンベル 21 への移転拡充が予定されているため、「子ども広場」の対象児より年齢の高い児童向けの、小学生と親子が屋内と屋外両方で安心・安全に遊ぶことのできる施設の設置を検討する必要があります。

## 2 子育て支援を推進するための体制づくり

子どもの数が減少していくなかで、沼田市の規模だからこそ可能となる、子育て家庭をサポートするための施策について、一人ひとりの子どもに寄り添った内容で、きめ細かく継続的に展開される必要があります。

### 【具体的な方策案】

#### (1) 総合的な子育て施策を展開するための組織体制づくり

現在各機関で実施している様々な子育て支援施策の情報について、一元化して分かりやすい形で提供するなど、子育てに関する施策をトータルで実施することのできる組織体制づくりについて検討する必要があります。具体的な方策として、子育てコンシェルジュの活用や、子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期にわたるまでワンストップで支援できる仕組みの構築が必要です。

#### (2) 放課後児童クラブ（学童保育）における情報共有の仕組みづくり

放課後児童クラブ（学童保育）に通う特別な支援を必要とする子どもへの対応などの情報について、幼稚園・認定こども園・保育園や小学校と共有できるような仕組みづくりについて検討する必要があります。

また、きめ細かな支援が可能になるよう、職員の処遇改善について検討する必要があります。

#### (3) 「発達の子になる子」の支援のための仕組みづくり

いわゆる「発達の子になる子」について、対応の仕方を専門的に学んでいる人が現状ではまだ少なく、受け皿が不足していることが課題となっています。学校と幼児教育・保育施設合同の勉強会の開催や、連携して支援する仕組みづくりについて検討する必要があります。

また、早期発見・早期対応につなげるための方策として、専門のスタッフが幼児教育・保育施設や子育て支援拠点施設、乳幼児健診の場等を巡回して支援する事業の実施や、各施設において対応する職員の人件費に対する支援について検討する必要があります。

## 3 公立施設の統廃合・民営化に当たって

少子化が進む中で、教育・保育施設の効率的かつ持続的な運営を展開していくため公立施設の統廃合・民営化を進めるに当たっては、教育・保育を必要とするすべての

子どもの受入れを保障するとともに、最適な環境のもとで質の高い教育・保育が提供されるよう十分配慮することが必要です。また、教育・保育の提供に当たり民間活力の推進を図る一方、民間施設単独では担うことが難しい機能（役割）については、今後においても行政が責任をもって支援をしていく必要があります。

### **【具体的な方策案】**

#### **(1) 教育・保育の量及び質の確保**

公立施設の統廃合により新たな待機児童が発生することのないよう、地域の教育・保育需要の動向について、子ども・子育て会議で情報共有することが必要です。

また、公立施設の統廃合・民営化に当たっては、移行期間も含め、教育・保育の質が低下することのないよう、保護者や関係者の意見を聴取しながら慎重に進める必要があります。

#### **(2) 既存の公立施設の有効利用**

児童数の減少により利用されなくなった公立施設があった場合には、親子で遊べる施設としての再利用を提案します。

#### **(3) 民間施設を有効に活用するための支援**

休日保育、病児・病後児保育、障害児保育、児童の送迎など、子ども一人ひとりのケースに合った行き届いたケアを提供する仕組みづくりを推進するに当たっては、民間施設を有効に活用し、共同で実施できるための体制整備に向けた支援が必要です。